

## ○東広島市フェイスブックページ利用方針

「東広島市ソーシャルメディア等に関する運用ガイドライン」に基づき、東広島市フェイスブックページの利用方針を次のとおり定める。

### 1 ソーシャルメディア等の種類

フェイスブック

### 2 アカウント名、URL及びアカウント管理者

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) アカウント名   | 東広島市  |
| (2) URL      | <a href="http://www.facebook.com/city.higashihiroshima">http://www.facebook.com/city.higashihiroshima</a> |
| (3) アカウント管理者 | 東広島市総務部経営戦略チーム広報戦略担当  |
| (問い合わせ)      | 電話 (082) 420-0919 FAX (082) 420-0402  |
|              | 公式ホームページURL :   |
|              | <a href="http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp">http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp</a> |

### 3 情報発信を行う目的

市政等に関する様々な情報を発信する媒体としてフェイスブックを活用することにより、従来からある市の広報媒体（広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ及びコミュニティFMの広報番組等）に加え、フェイスブックの利点である即時性や積極性を活かした市の広報活動の推進に役立てることを目的とする。

### 4 情報発信を行う内容

- (1) 市政情報、市が主催・共催・後援しているイベント等
- (2) 本市の観光情報、特産品や新商品に関する情報
- (3) 本市の魅力・特長等
- (4) 所在地が市外にある企業等に対しPRすべき事業、制度等

### 5 運用方法

#### (1) 情報発信責任者

経営戦略チーム広報戦略担当とする。なお、投稿原稿については、東広島市事務分掌条例第3条にある課等の長及び第4条にある会計管理室の長、東広島市消防局の組織に関する規則第2条にある課の長、東広島市消防署の組織に関する規程第2条にある署及び分署の長、東広島市教育委員会組織規則第5条にある内部組織の長、東広島市選挙管理委員会規程第12条にある事務局の長、東広島市農業委員会規程第5条にある事務局の長の責任において作成する。

#### (2) 運用時間

投稿の掲載は不定期に実施することとし、掲載は、原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く8時30分から17時15分までの間に行う。ただし、より効果的

な情報発信のため、これ以外の時間に投稿を行うことがある。

なお、災害等緊急時においては、日時に関係なく、状況に応じて投稿を行うことがある。

### (3) 意見や質問への対応方法

当該フェイスブックページを閲覧する市民等の利用者（以下、「利用者」という）が当該フェイスブックページのコメント欄への書き込みは可能であるが、原則、返信コメントは行わない。返信が必要な意見や質問等がある場合は、利用者が市ホームページにある問合せメール又は電話で問い合わせる。また、災害や火災、救急等に関する情報は、119番通報による。

## 6 利用者の遵守事項

当該フェイスブックページの利用者は、市が情報提供した内容に対し、コメント欄に次の各号に掲げる投稿（以下、「禁止事項」という）をしてはならない。なお、利用者が投稿したコメントの内容について、運用責任者、アカウント管理者及び当該情報を発信した情報発信責任者が禁止事項に該当すると判断した場合は、利用者に事前に何ら通知することなく、コメントの削除その他必要な措置を取ることができるものとする。また、フェイスブックのフィルタ機能により、自動的にブロックすることがある。

- (1) 市、他の利用者又は第三者を誹謗中傷する投稿
- (2) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反する恐れのある投稿
- (3) 他者になりすますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂等を掲載する投稿
- (4) 政治及び宗教活動を目的とした投稿
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした投稿（ウェブサイトの紹介等を含む。）
- (6) 著作権、商標権等の知的財産権や、肖像権等を侵害するおそれのある投稿
- (7) 他の利用者又は第三者に関して、住所・電話番号・メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する投稿
- (8) 有害なプログラム等を送信することにより、通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害する投稿
- (9) 市、他の利用者又は第三者に不利益を与える投稿
- (10) 市が情報発信した内容とは無関係であることが明らかな投稿
- (11) その他、運用責任者、アカウント管理者及び情報発信責任者が不適切と判断した投稿

## 7 知的財産権の帰属

当該フェイスブックページに掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権、商標権等の知的財産権は、市又は原権利者に帰属する。なお、掲載している内容について、フェイスブック上の「シェア」や、「私的使用のための複製」や「引用」

等、著作権法上認められた例外を除き、無断で複製・転載することはできない。

## 8 免責事項

- (1) 市は、掲載する情報について、細心の注意を払うこととするが、事業の中止や変更等、やむを得ない理由により事実と異なる結果となることがあるため、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではない。
- (2) 市は、利用者が掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わない。
- (3) 市は利用者が投稿した内容について、一切の責任を負わない。
- (4) 市は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (5) 市は、掲載した情報を予告なしに変更又は削除することがある。
- (6) 市は、ソーシャルメディア等の利用方法や技術的な質問に関して、一切答えることはできない。
- (7) 市は、予告なしにこの利用方針の変更、又は当該フェイスブックページの運用を中止することがある。

## 9 個人情報に関する取扱い

当該ページにおける個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、東広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月1日条例第5号）及び関係法令に基づき、適切に取り扱うこととする。

## 10 その他

この利用方針に定めのない事項については、経営戦略チーム広報戦略担当が別に定めるものとする。

附 則

この利用方針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この利用方針は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この利用方針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この利用方針は、令和7年4月1日から施行する。